

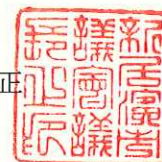
新居浜市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成24年7月26日

新居浜市議会議長 藤田 幸正



- 1 日 時 平成24年7月27日（金） 午前10時
- 2 場 所 新居浜市議会議場（新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所庁舎6階）
- 3 案件名 新居浜市総合文化施設の建設の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる条例制定請求代表者の住所及び氏名
新居浜市立川町116番地 近藤 千年
- 5 意見を述べる時間 30分以内